

みわスポーツクラブ利用団体様

みわスポーツクラブ
理事長 笠井佐利

令和8年度スポーツ安全保険 改定に関するお知らせ

下記の通り、スポーツ安全協会より改定についての案内がありましたのでお知らせします。
これに伴い、みわスポーツクラブも R8 年度の保険料の掛け金を次の様に改定させていただきます。
現在 C 区分 1850 円→R8 年度 2000 円 CW 区分 4850 円→5000 円
ご理解とご準備をよろしくお願いいたします。

2025年8月6日

お知らせ

2026年度（令和8年度）スポーツ安全保険の改定について

平素はスポーツ安全保険にご加入いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の社会環境の変化に対応した補償の更なる充実と保険制度の安定的運用の観点から、2026年度より以下の改定を実施いたします。

今後ともスポーツ安全保険の健全な運営に努めてく所存でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

詳しくはこちらを
ご覧ください

掛金の改定【スポーツ活動を行う大人（64歳以下）：C・CW区分のみ】

◆ C区分 年間掛金

スポーツ活動を行う大人（64歳以下）

2025年度（現行）	1,850円／人
2026年度（改定後）	2,000円／人

◆ CW区分 年間掛金

スポーツ活動を行う大人（64歳以下）

個人活動も補償対象

2025年度（現行）	4,850円／人
2026年度（改定後）	5,000円／人

賠償責任保険 対人賠償限度額引き上げ【全加入区分】

2025年度（現行）	AW・CW・BW区分以外 対人賠償は1人1億円を限度 AW・CW・BW区分における「団体活動中とその往復中」 対人賠償は1人1億500万円を限度
2026年度（改定後）	AW・CW・BW区分以外 対人賠償は1人2億円を限度 AW・CW・BW区分における「団体活動中とその往復中」 対人賠償は1人2億500万円を限度

ワイドコースの個人活動中における熱中症担保【AW・CW・BW区分】

AW・CW・BW区分における「個人活動中」の熱中症を補償対象に変更

※団体活動中とその往復中における熱中症は、全ての加入区分において従来も補償の対象となっています。